第24号

昭和46年4月15日
発行＝小国町役場
印刷＝小千谷市位下印刷

広報おぐに

小国町の人口

男	5,408人
女	5,671人
計	11,079人
世帯数	2,499

昭和46年3月31日現在

昭和46年度予算概要

一般会計 四億七四〇万円

特別会計

国民健康保険	一億二千八八四万三千円
上小国診療所	二千五七一万円
簡易水道事業	三〇三万円
法末へき地出張診所	二二四万円

昭和四十六年度予算は三月定例町議会（三月五日から三月二十三日まで）において慎重な審議の結果議決されました。ここにその予算の概要についてお知らせいたします。

昭和四十五年度において自主財政再建計画を消化し予定通り累積赤字を解消できる運びとなり、健全財政のもとに昭和四十六年度予算の成立をみることができました。このことにつきましては町民の皆様のご理解とご協力のたまものであり深く敬意を表すると共にご同慶に堪えないところであります。

一般会計の才入については、全体において前年度と比較して一三・八％の伸び率を見込んだものであり、このうち町税については本年度町民税の減税措置をすることとなったため（所得割課税率の超過税率を標準税率とした）町民税の伸び率は八・九％となり、全体の伸び率よりはるかに下廻っております。

才入の五八％を占める地方交付税については、二億三千七百万円であり前年度と比較した場合一一・八％の伸びとなっております。

その他各項目別の才入については別表に示したとおりであります。

才出については教育費が最も多く全体の二七％を占め、次いで総務費の一九％土木費の一三％、民生費の一〇％と続き、公債費、農林水産業費、衛生費が七％台となっています。

本年度実施される主な施策や事業についてあげると、まず道路整備については、町道改良工事が延長八〇二㍍、市典四㍍で八七六万円県道改良工事にともなう負担金四百万円、町道舗装工事千五百㍍で八七〇万円、橋梁架換（小国沢中央橋の継続工事）四五〇万円、ブルドーザーの購入一台五百万円等であります。

教育施設については八王子小学校の建てかえ、鉄筋コンクリート造三階建校舎の建設費三千二五一万円、山野田分校増改築六二平方㍍、法末小学校、下小国小学校等の営繕工事費六七〇万円、さらに柏農小国分校の農場整備一九六万円、そして町営プールの上屋及び浄化装置工事の二五五万円等があげられます。

次に厚生福祉関係については、児童福祉施設としてやまなみ保育所（収容児童数八〇名予定）建設費千四百万円、医療対策として厚生連小国診療所へ八七五万円、へき地患者輸送車及び防注射用連続注射器一台の購入一二四万円等であります。また住民の財産と生命を守る消防費については施設として防火水槽二基、小型動力ポンプ二台、警鐘塔三基等で二七七万円等であります。

農林水産業関係につきましては、県単山村振興事業計画に基づく事業補助及び集落開発センター、桑園造成その他農業振興事業等に対する補助金四五四万円、林業については造林事業一二三万円、林道小渠山線開設事業費六〇五万円等があげられます。

なお行政の中心である役場庁舎が年々事務量の増加に伴って狭あいとなり、また除雪車、霊柩車その他庁用車の増加によって、これが収容と一般駐車場の確保及び老朽庁舎の改造をなし事務能率の向上と住民サービスの向上を図り、併せて職場とその関係施設、設備を整備し、長期展望に立った新しい行政の推進を図りもって激変する地域社会に対処し、住民福祉の向上をはかるため行政執行の中心となる庁舎の一部を改造、増築（五〇五平方㍍）するものであります。九三七万円。

本年度予算における地方債の計画としては、過疎地域の指定により、その地域振興計画に基づき執行する事業に対し二千三百万円を更に八王子小学校改築に伴う義務教育債千二百万円、及び町道改良事業に伴う県自治振興資金貸付金三二〇万円の、合せて三千八二〇万円であります。

特別会計

国民健康保険特別会計について、その才入・才出は一億二千八八四万三千円で前年度当初予算に比較して三一・五％の伸び率であります。才入のうち一三〇万円が一般会計からの繰入れとして計上されました。

上小国診療所特別会計について、その才入・才出はおのおの二千五七一万円であり、才入のうち一般会計からの繰入金として三九二万三千円が計上されました。

簡易水道事業特別会計については、才入才出おのおの三〇三万円であり前年度と比較して五・七％の増であります。

法末へき地出張診療所特別会計については才入・才出おのおの二二四万円であります。それぞれ特別会計の項目別については別表のとおりであります。

昭和46年度　小国町国民健康保険特別会計予算　（単位千円）

歳入 款	予算額	歳出 款	予算額
1 国民健康保険税	39,767	1 総務費	4,889
2 使用料手数料	3	2 保険給付費	121,695
3 国庫支出金	77,740	3 保健施設費	1,438
4 県支出金	9	4 公債費	200
5 財産収入	20	5 諸支出金	21
6 繰入金	1,300	6 予備費	600
7 繰越金	10,000		
8 諸収入	4		
歳入合計	128.843	歳出合計	128.843

昭和46年度　小国町立上小国診療所特別会計予算　（単位千円）

歳入 款	予算額	歳出 款	予算額
1 診療収入	19,967	1 総務費	15,093
2 使用料手数料	207	2 医業費	7,928
3 国庫支出金	1	3 施設整備費	2,269
4 繰入金	3,923	4 公債費	219
5 諸収入	12	5 予備費	201
6 町債	1,600		
歳入合計	25.710	歳出合計	25.710

昭和46年度　法末へき地出張診療所特別会計予算　（単位千円）

歳入 款	予算額	歳出 款	予算額
1 診療収入	1,199	1 総務費	994
2 使用料手数料	1	2 医業費	1,140
3 県支出金	453	3 予備費	106
4 繰入金	586		
5 諸収入	1		
歳入合計	2.240	歳出合計	2.240

昭和46年度　小国町簡易水道事業特別会計予算　（単位千円）

歳入 款	予算額	歳出 款	予算額
1 使用料手数料	2,171	1 簡易水道費	1,430
2 繰入金	857	2 公債費	1,598
3 繰越金	2	3 予備費	2
歳入合計	3,030	歳出合計	3,030

昭和46年度　小国町一般会計予算　（単位千円）

歳入 款	予算額	構成比	歳出 款	予算額	構成比
1 町税	44,923	11.0	1 議会費	16,337	4.0
2 自動車取得税交付金	6,000	1.5	2 総務費	78,625	19.3
3 地方交付税	237,000	58.2	3 民生費	42,081	10.3
4 分担金及び負担金	3,650	0.9	4 衛生費	28,975	7.1
5 使用料手数料	10,059	2.5	5 労働費	1,842	0.5
6 国庫支出金	21,806	5.3	6 農林水産業費	29,482	7.2
7 県支出金	23,522	5.8	7 商工費	4,660	1.2
8 財産収入	5,925	1.5	8 土木費	53,062	13.0
9 寄附金	184	0.0	9 消防費	8,545	2.1
10 繰入金	2,500	0.6	10 教育費	110,569	27.2
11 繰越金	5,000	1.2	11 災害復旧費	540	0.1
12 諸収入	8,631	2.1	12 公債費	32,233	7.9
13 町債	38,200	9.4	13 予備費	449	0.1
歳入合計	407,400	100.0%	歳出合計	407,400	100.0%

春の農繁期を迎え 人を頼みたい農家へ お知らせ

小国町役場
小国町農政対策協議会

春の援農を今年も実施いたします。条件その他は次のとおりですから希望者は申込んで下さい。

記

一、賃金　男女とも一日、一七〇〇円（まかないあがり酒なし）

二、作業時間　午前七時（女関）～午後六時（野良）（中食二時間、野良での休み午前三〇分午後三〇分）

三、作業内容　田植、田の草とり、その他機械を使わない農作業。

四、期間　五月二〇日～六月二〇日まで（日曜日は除く）

五、申込み方法
申込書は部落総代さんか役場事業課にあります。（注意　失業保険受給世帯は求人者となることができません。従って申し込むことができません。特に、ご注意願います）

六、就労者の紹介
求職者（この場合ほとんど小国町失業保険受給者が予定されます）は申込書を見て就労先を決めます。この結果を五月十七日までにお知らせいたします。ですから申込まれても求職者の希望や、本人の意志によっては紹介できかねる場合もありますからあらかじめご承知おきください。

七、お願いと説明
イ、この期間中（五月二十日～六月二十日）失業保険受給者を頼む方は必ず、申込書を通して就労させてください。それなら安定所を通したことになるのですが、安易に個人間で頼んだり、頼まれたりすると、後日不正受給のもとになったりせっかく就労しても安定所に他へ紹介就労することになります。
ロ、求人の場合、指名求人（希望する人を指名して求人すること）は原則としてできません。しかし、求職者は意志により就労先を選択するわけですから話し合うことも考えられます。

町の米生産調整への対応策

(1) 生産調整の実施は農家いようにと、まったく所得への低減をきたさな の長期展望にたった土地利用形態のあり方等について慎重な配慮を加えつつ農家の理解と協力を得ながら実施する。そのような観点から集団的の休耕、転換対策を積極的にすすめてゆくものとし特に転換への重点作目は次のとおりとする。

① 菜たねこ転換、価格安定のある作目であり延命寺、大貝地区に十四ヘクタール、その他二ヘクタール計十六ヘクタールの転換を計画する。

② 牧草短転換：町内で酪農振興自給飼料対策は欠かせない要件であり、すでに転換計画も各所で具体化に向かって検討が進められている。

③ 養鯉転換：昨年の実績から養鯉転換は強湯低取田で希望が多いものと考えられ主産地形成を指向し流通販売への開拓と施設整備が急がれる。転換目標は休耕地、養鯉も含めて一〇ヘクタール以上とする。

④ 林地転換：生産性の低い山間低収穫田で耕作放棄が考えられるような水田においては積極的に造林を推進する。特に昨年の休耕田で耕作放棄の状態にある水田については本年度造林転換を奨める。転換目標は二〇ヘクタール以上とする。

⑤ 桑園転換：小国の養蚕は古い歴史と伝統の上に営まれており、今後の長期見透しでも供給不足をきたし生産の増強が望まれる作目である。適地を集団的に転換（一団地一ヘクタール以上、少なくとも五〇アール以上）することを考慮し、転換目標は五ヘクタール程度とする。

⑥ その他：果樹、園芸作目については自然条件価格流通等の問題もあり積極的には推進せず個々の選択に対して技術指導等の援助を行なう。目標五～六ヘクタール

(2) 休耕については一団地一ヘクタール以上を実現し農協への寄託休耕により実施するよう努力する。

(3) 町は長期総合計画の重要施策としての豊雪道路の用地先行取得を積極的に推進し生産調整に協力する（約六ヘクタール）

(4) 集団的転換・重点作目の円滑なる転換を図るため国県の特別対策補助金（事業概要は別記）の積極的な導入を図ると共に町独自の助成措置を次により行なう。

① 集団転換　同一栽培形態の作物で概ね五〇アール以上の集団転換に見合う機械施設であり、かつその受益面のおおむね2／3以上が水稲から転換に係るもの　タクタ本プ（日ホップは10ヘクタール以上、15ヘクタール未満）なおおおむね1ヘクタール以上、かつその転換に係るもの

② 集団転換　同一栽培形態の面積がおおむね1ヘクタール以上で未満でかつ転換率が10％以上のもの。

③ 造林転換　一団地五アール以上の造林転換を行なう場合、その事業費の一〇％以内の補助とする。（国の事業費の1/3補助に対する上積み補助）

④ 転換モデル展示事業　農協または農家組合、農研クラブ等の団体が一カ所一〇アール以上の転作モデル展示を行なう場合その種苗、資材等に要する経費の3/4以内の補助を行なう。

⑤ 町長の特認事業　これら事業の他、町長が生産調整対策上有効、適切と認める事業に対して定額補助を行なう。

県の特別対策事業の概要

事業区分	事業種目	事業主体	事業内容	補助率	備考
土地基盤整備事業	(1)水田の畑転換事業 (イ)用排水改良	市町村	畑作転換可能にするため実施する用水施設、暗渠の新設、改良およびこれの附帯事業	40％以内	タクタ本プ（日ホップは10ヘクタール以上、15ヘクタール未満）なおおおむね1ヘクタール以上、かつその転換に係るもの
	(ロ)水田の畑地転換造成	同上	水田転換による樹園造成工事およびこれと一体して効果的の実施する事業（土層改良（深耕、心土破砕簡易暗渠等）整地、換地計画土壌改良資材、客土、農道等	40％以内	同上
	(2)圃場整備通年施行	市町村 土地改良区 農業協同組合 農業者の組織する団体（3戸以上）	他の助成事業の対象とならない水田の圃場整備を通年施行する事業。	30％以内	1団地の面積がおおむね1ヘクタール以上5ヘクタール未満でかつ転換率が10％以上のもの。
近代化事業	(1)生産近代化施設	市町村 農業協同組合 農業者の組織する団体	転換先作目の栽培管理、収穫調整用機械器具および施設の導入事業（トラクター（20PS以上）および附属機械器具 畑かん施設 防除機械器具（背負式を除く） 施肥溝堀機、条桑刈取機 球根根堀取機、牧草刈取機 温室、共同育苗施設、共同飼育施設 ふん尿散布車、サイロ、格納庫、動力消毒機等および附帯施設	40％以内	おおむね1ヘクタール以上の集団栽培面積に見合う機械施設であり、かつその受益面のおおむね2／3以上が水稲から転換に係るもの
	(2)流通加工施設	市町村 農業協同組合 農業者の組織する団体	転換先作目の集出荷、加工附属、施設および機械器具の導入事業（集出荷、農産物加工、貯蔵施設および附属機械器具等	40％	同上
	(3)種苗、資材購入	農業協同組合 農業協同組合連合会等 農業者の組織する団体	作付転換に必要な種苗、資材の共同購入事業（レンコン、くわい、いちご、にんにく、チューリップ、アイリス、ヒヤシンス、ゆり、こんにゃく、ぶどう、桑、もも、なし等、寒冷砂、ハウス用鉄骨、ビニールパイプ、支柱（竹、木製は除く）	30％	おおむね1ヘクタール以上の集団栽培を行ない、かつそのおおむね2/3以上が水稲からの転換に係るものでその転換相当分。

国の稲作転換特別事業の概容

事業名	内容	事業主体	採択要件	補助対象	補助率
農業協同組合農業経営受託等推進事業	ア 運営協議会の開催 イ 組合員の意向調査 ウ 営農等の指導活動等	農業協同組合	検討中	運営協議開催費 調査費 経営等指導活動費	1/2（全国500組合）
転作転換促進特別事業（牧草転換）	転換水田を活用して飼料作物を集団的に栽培する地区	農業協同組合 その他の団体	飼料作物作付面積がおおむね15ha以上（うち稲からの転換が2/3以上）	機械施設の導入 土地基盤整備に必要な経費	1/2以内 補助残については農林漁業金融公庫から融資する。
水田飼料転作推進家畜導入事業	都道府県又は農業協同組合が乳用成雌牛を導入し、3カ年無償貸付を行なう。	都道府県 農業協同組合 農協組合連合会	検討中	乳用雌牛購入費	都道府県購入費の1/2以内 農協等購入費の26％以内
稲作転換促進特別事業		農業協同組合 農業生産法人 その他団体	栽培面積がおおむね15ha以上（うち稲からの転換2/3以上）	ア 集団省力栽培用機械施設整備事業 イ 転換水田整備事業 ウ 都道府県の指導費	1/2 水田整備事業については補助残融資
造林補助事業	水田跡地への拡大造林を積極的に推進する。	森林所有者等	造林補助事業実施要領による。事業規模については0.05ha以上	地ごしらえ・苗木・仮植苗木運搬・植付等に要する経費	3/10 補助残 農林漁業金融公庫より融資

田の状態による対策事項

田の状態	対策事項
天水田、山間棚田	深水流水、除草剤
一般乾田	非湛水、被覆作物又は不耕起、除草剤
半乾田半湿田	非湛水 被覆作物 又は耕起代かき除草剤 浅水流水
湿田内（含強湿田）	耕起代かき除草剤、浅水湛水又は草魚利用による雑草対策10a当り10匹深水養鯉（除草剤に注意）
下層に礫のある浅耕土で漏水田	耕起代かき除草剤、浅水湛水
排不水良の重粘土地	非湛水、除草剤
宅地周辺の乾田及び半乾田	家畜運動場（放牧）

国民年金保険料の追納のおすすめ!! あなたの老令年金額が多くなります

国民年金は、昭和三十六年四月から保険料の徴収が始まりましたが国民年金に加入している方の中で、昭和三十六年、三十七年度分の保険料を納めることを免除されている方が多くいます。この免除された期間分の保険料は、あとで納めることが出来ます。これを追納と言いますが、追納も免除された時から、十年間しか認められません。昭和三十六年度分の保険料の追納も、もうすぐ十年が過ぎてしまいますので、追納を希望する方は、至急町役場国民年金係へお申出下さい。追納すれば、老後支給される老令年金額を計算する場合、追納した期間分は、三倍の額になりますので、ぜひ追納することをおすすめします。なお、追納する昭和三十六年、三十七年度分の保険料は、現在の月四五〇円でなく、月百円または百五拾円です。

休耕田対策

一、土壌管理対策
湛水状態では変化は少ないが乾燥状態では養分のの流亡や地力低下が考えられる。但し重粘土は落水状態で土壌改善、棚田天水田では湛水注意。

二、雑草対策
水管理、耕転整地、除草剤、被覆作物等の組合せ

三、病害虫対策
ウンカ、ヨコバイ類（生息越冬地）紋枯病、縞葉枯病

今月の納税

固定資産税第1期　国保税第1期
国民年金第1期（4・5月分）
保育料　4月分

新年度の4月分から、町税令書が変わります。年1回配布となり、各納期毎に通知書はでませんので大切に取扱って下さい。